

平成 19 年第 2 回多賀城市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 19 年 6 月 25 日（月曜日）

◎出席議員（22 名）

議長 阿部 五一

1 番 柳原 清 議員

2 番 伊藤 功一郎 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 雨森 修一 議員

8 番 森 長一郎 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

11 番 佐藤 恵子 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 石橋 源一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

収入役 菊池 健一

監査委員 高橋 弘

市長公室長 澁谷 大司

総務部長 板橋 正晃

市民経済部長 菊池 三雄

保健福祉部長 相澤 明

建設部長 後藤 孝

下水道部長 鈴木 建治

総務部次長(兼)総務課長 内海 啓二

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 本郷 義博

建設部次長(兼)都市計画課長 佐藤 昇市

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 菊池 光信

教育部次長(兼)教育総務課長 伊藤 敏

上水道部長 鈴木 建治

上水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

市長公室参事(行政経営担当) 菅野 昌彦

市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 佐藤 敏夫

主幹(兼)議事調査係長 佐藤 良彦

主査 鴫田 和子

主事 藤澤 香湖

---

午前 10 時 00 分 開議

○議長（阿部五一）

おはようございます。

本会議 2 日目であります。きょうから一般質問に入るわけではありますが、きょうもまたしっかりと頑張ってまいりましょう。よろしくお願いを申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 2 号のとおりであります。

---

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部五一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において米澤まき子議員及び金野次男議員を指名いたします。

---

#### 日程第 2 一般質問

○議長（阿部五一）

日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、いつものことではありますが、質問者並びに回答者は、簡潔に要領よく発言し、議事の進行に御協力をお願いを申し上げます。

きょうは冷房が入らないということですので、どうぞ暑い方は上着をとって結構でございますので。

14 番相澤耀司議員の登壇を許します。

（14 番 相澤耀司議員登壇）

○14 番（相澤耀司議員）

私の質問は、通告書のとおり、男女共同参画についてでございます。

国際連合は、女性の人権を求める世界各地の運動にこたえて、1975 年を「国際婦人年」と決めました。

さらに、この年、メキシコシティにおいて第 1 回世界女性会議が開かれました。その後、10 年経過の後、1985 年、ナイロビ世界婦人会議が開催され、これまでの成果について再検討、評価し、2000 年に向けての女性の地位向上、男女平等実現のためのガイドライン「ナイロビ将来戦略」が採択されました。

さらに、2000 年には、国連特別総会、すなわち、女性 2000 年会議「21 世紀に向けての男女平等・開発・平和」とのタイトルで、ニューヨーク国連本部で開催されました。

この会議では、政治宣言等が採択され、男女平等、女性のエンパワーメント —— 権能を与えると訳しますか —— に向けた各国の政治意思が表明されております。

一方、日本におきましては、1975 年の国際婦人年を契機に、内閣総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部を総理府に設置し、2 年後の 1977 年には世界行動計画の趣旨を取り入れ、今後 10 年間の我が国における女性問題の課題及び施策の方向を明らかにする国内行動計画を策定いたしました。

以後、1985年の女性差別撤廃条約の批准を前後に、男女雇用機会均等法の制定、民法や戸籍法の改正などの諸国内法を整備いたしました。

さて、男女共同参画につきましては、当多賀城市議会におきまして、佐藤議員と中村議員がそれぞれの立場で一般質問をしております。

特に、平成15年第1回定例会における佐藤議員の質問の要旨を申し上げますと、「現在、女性の置かれた実態、現状を調査し、課題、問題をつかむ必要がある」との指摘がございました。

これに対して、当時の（2文字削除）〇〇市長は、「平成14年に実施しました住民満足度調査から、生涯学習の関心度は79.9%、義務教育の関心度は72.6%、文化保存等の関心度は68.8%、スポーツ振興の関心度は66%、国際化の関心度は62.4%、そして男女共同参画の関心度は55.6%と、大変低い結果が出ており、理解度を深めるための啓発が必要である」との回答でございました。

それから4年半がたとうとしております。隣の七ヶ浜町では、既に平成15年に男女共同参画プランを作成しております。多賀城市は、県内の市では、残念ですが、最もおこなっている部類に入ります。

男女共同参画社会の具体的な問題として挙げるならば、離婚した女性の相談窓口の必要性や、離婚世帯の増加、その後の子供をどうするか等、DV、すなわちドメスティックバイオレンス、家庭内暴力とでも訳すと思いますが、それに代表される暴力や人権問題の相談窓口の開設等、市民意識改革の必要性が叫ばれております。

また、男女雇用機会均等法の実施が、女性も残業が許される反面、家庭にしわ寄せが起きております。

菊地市長は、そのマニフェストにおいて、「市民協働のまちづくり」を掲げております。「市民協働のまちづくり」とは、まさに男女共同参画社会の実行があつてのまちづくりではないでしょうか。その第一歩として男女共同参画プランまたは基本計画書を作成するための審議会を準備し、将来的には条例制定を視野に入れて行動を開始するときではないでしょうか。

多賀城市はいにしへの昔から、北と南の文化をいち早く取り入れ、みちのくの文化の先駆けとなってきた誇り高い地域でございます。模範的な男女共同参画社会こそ、親から子、子から孫への幸せの城を築く人生旅ではないかと思ひます。

今、多賀城市は、若い市長を迎えて、21世紀にふさわしい近代的なまちの基本として、まず対話の場をつくり、有識者の皆さんからすばらしい意見を引き出し、若い人たちも住んでみたいと思う形をつくり上げるときではないかと思ひます。

菊地市長の未来への意欲を期待し、私の質問といたします。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

相澤耀司議員の質問にお答えいたします。

6月23日から6月29日までの1週間は、ちょうど男女共同参画週間であり、改めて男女共同参画を考える非常によい機会でございます。

男女共同参画社会の実現には、社会的あるいは文化的につくられた性による固定的な男女の役割分担意識や考え方、及び社会的慣習に縛られることなく、男女が個人として尊重され、対等な構成員としてともに自立し、家庭や職場や地域等あらゆる分野においてともに行動し、結果と責任を分かち合う社会を築くことが必要であります。

御指摘のとおり、市民協働によるまちづくりを進めていく上で、男女の共同参画は大変重要なことでございます。

多賀城市は、県内の中でもっともおくれている部類等の非常に厳しい御指摘がございました。確かに、本市では条例、基本計画審議会のいずれも定めてはいないものの、これまでも各部署において男女共同参画を推進する施策を進めております。

具体的には、議員が問題として取り上げた女性の人権を侵害するDV（ドメスティックバイオレンス）等に対応するため、保健福祉部こども福祉課でDV、離婚等の各種相談、市民相談室で人権相談等に応じております。

子育て支援も、女性の社会参加促進と男性の育児参加を促進する施策の一つととらえ、ファミリーサポート事業等による育児相談、指導及び情報提供等の子育て支援を通じて、男女共同参画社会の形成に向けた施策を展開する考えでございます。

このほかに、本市では、次世代育成支援行動計画や地域福祉計画にもベースとなる考え方として男女共同参画を取り入れております。

さらに、市民の意識改革を促すため、公民館等で男女共同参画の啓発事業等を女性講座として行っているところでございます。

御指摘のありました基本計画書、審議会の準備、条例の制定等につきましては、住民等のコンセンサスをとることが重要な視点と考えられますので、パブリックコメントなどを通して市民の意見をお聞きしながら、今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（阿部五一）

14 番相澤耀司議員。

○14 番（相澤耀司議員）

丁寧な御回答、ありがとうございました。

その市長の回答の中に、担当部署としてこども福祉課等で、あるいは子育て支援等の例を挙げていただきましたけれども、やはり男女共同というのは、子育て支援とかそういう狭い範囲に限るものではございませんことは、十分御承知だと思います。

ですから、まずは基本計画書なりなどというのを策定していくことが、大事なそういう姿勢を示す一つの手がかりではないかと私は思います。

また、御存じだとは思いますが、隣の塩竈市では、この秋に条例化を目指して活動が始まったということも聞いておりますが、それらを踏まえて、市長の姿勢をもう一度確認させていただきます。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

私も相澤耀司議員がおっしゃったように、市民協働ということを高らかに宣言しておるものですから、当然その中には男女共同参画というものも包含されるというふうに、私も自覚はしております。

ですから、私が答弁したように、いろいろこれからパブリックコメント等を取り入れながら、やはり市民の意見も聞きながら、その方向性をどういうところまでとれるか詰めてまいりたいと思いますので、御了承いただきたいと思います。

○議長（阿部五一）

11 番佐藤恵子議員の登壇を許します。

（11 番 佐藤恵子議員登壇）

○11 番（佐藤恵子議員）

私の質問は 2 点でございます。

最初の質問は、乳幼児医療費の拡充・充実を求めるものであります。

この問題は、過去にも私どもは何回も質問をさせていただいております。昨年の全国の合計特殊出生率は 1.32 と発表されました。前の年と比べると 0.6 上昇してございます。宮城県でも前年より 0.01 ポイント上回り、1.25 となっております。上回ったのは 6 年ぶりですが、全国平均を 0.07 ポイント下回っており、県内の少子化傾向は依然深刻な状況が続いております。

県内の市町村別の出生率を見ますと、トップは多賀城市で 2.23、岩沼市 11.16、富谷町 10.45、大河原町 10.19 となっております。

若年層での非正規雇用や長時間労働が、依然として改善されないままふえていることを考えると、一時的なものであり、景気回復による雇用安定が原因だとはとても考えられませんが、ここ 10 年間減り続けていた出生率が、何はともあれふえてきたことは、結構なことだと思います。

もとより、国の基となる子供を安心して産み育てられる環境をつくることは、国が挙げて取り組む課題ではないでしょうか。

しかし、住民の暮らしに一番身近な自治体である多賀城市が、本気で子育てを応援する環境をつくることは、必要ではないかと私は考えます。

先日、4 歳の娘を持つ若い 20 代の夫婦が、昨年 11 月にこの子が 4 歳になったけれども、アトピーと軽いぜんそくの持病を持つ子供で、3 歳までは少し発作が起きても、大ごとになる前に病院へ駆け込むことができました。そして入院しないで治すことができたけれども、11 月に 4 歳になったら、病院に行くことをちゅうちょしてしまうこともあり、かえって長引かせてしまうことがあった。こんなことを話しておりました。

この家庭は、夫は正規社員ですけれども、ここ数年、残業もなく、月給も手取り 19 万円ぐらいで、妻は弁当屋さんでパートで働いております。日中の 3 時間ぐらいの時間帯を働くだけです。3 万円ぐらいという収入で 1 カ月暮らしているわけです。この中から、家賃

5万 5,000 円、保育料など暮らしにかかわる必要経費を払うと、第 2 子目が欲しいけれども、と話しておりました。

多賀城市ですくっぴープラン策定のときにとった子育て世代の親からのアンケート結果でも、要望の強いのが医療費無料化の拡大でありました。

仙台市がことし 10 月からこれを実施することは、既に皆さん御承知のことですが、富谷町でも実施の運びになっております。

富谷町では、この施策によって助成対象となるのは、乳幼児約 3,800 人に上るそうであります。もちろん町の財政支出はふえますけれども、富谷町町民課課長補佐の荒谷さんは、「仙台市に隣接する富谷町は、仙台市へのアクセスのよさから、若い世代の転入が相次いでいる。子育てしやすい環境を整え、若い人に住むことを選んでもらう PR をしたい」、このように意欲的に語ってございます。

平成 20 年度から国の制度が変わり、就学前まで 3 割から 2 割負担になります。この結果、市の財政負担が数千万円減ることが予算議会のやりとりの中でわかりました。このことを考えれば、実現は可能ではないでしょうか。

二、三日前の報道では、東京都の石原都知事のもとでさえ、中学 3 年まで無料化実現に向けて作業に入るということが報道されておりました。県内でも、女川町で小学校卒業まで無料になり、こうした取り組みが今、全国的に大きな流れになっております。

多賀城市でも小学校入学前までの無料化の拡大を急いでいただきたいと思うものですが、市長の答弁をお願いいたします。

また、国に対しても、この施策の充実を強く要求していくべきと考えます。

次に、2 点目、3 月議会でお尋ねいたしました、笠神を走るバス路線で、廃止されたバス停を復活していただきたいとの質問でございます。

前議会の中で、予算委員会の答弁では、「客の利便性に合わせたダイヤの組み方のデータを集めて、見直しの作業に入るのに、半年か 9 カ月ぐらいかかる」、このような答弁でございましたけれども、路線近辺で暮らす利用者の方々の声は、「早く復活してほしい」、こういう声は強まってございます。その後の検討状況を伺うものでございます。

以上、御答弁のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

佐藤恵子議員の質問にお答え申し上げます。

乳幼児医療費の拡充・充実を図りたいとのことですが、御承知のとおり、外来診療に係る医療費の助成につきましては、宮城県の補助対象年齢では 3 歳未満児までとなっているところ、本市におきましては、単独事業として 1 年齢を拡大し、4 歳未満児までを対象としているところでございます。

一部の市町村では対象年齢を小学校就学前までに引き上げ、または引き上げを予定していることも承知しておりますが、本年第1回市議会定例会の(5文字削除)〇〇〇〇〇市議からの一般質問に対して回答いたしましたように、本市の今後の財政状況を勘案すると、現行の年齢拡大までが精いっぱい状況でありまして、これ以上の単独事業での助成制度の拡大・拡充を図ることとなりますと、他の事業を縮小、廃止するなどの抜本的事業見直しを行わない限り、実施することは困難でありますので、御理解願います。

次に、国の制度にするよう働きかけられたいということですが、この制度は、少子化対策の一つとして有効と思っておりますので、国及び県に対して、機会があるごとに制度の拡大等について要望してまいります。

次に、バス停の復活についてお答え申し上げます。

昨年12月21日から運行開始している七ヶ浜循環線のルート設定や、バス停の設置については、運行主体である2市1町の判断で行うことになっております。

本路線は、利用者の多い区間を効率的に運行するため、下馬駅と七ヶ浜町内を結ぶ便が基本系統となっております。

七ヶ浜循環線における市内の運行経路については、下馬駅付近において折り返すためのスペースがないことから、往路と復路は別路線にて運行しております。下馬・本塩釜駅前方面の上りは、市道下馬笠神線(旧県道)を、七ヶ浜方面の下りは都市計画道路下馬東宮線を運行しておりますので、上り方面に休場、三中前のバス停留所を新たに設けることは可能ですが、下り方面にバス停留所を設置することができない状況にあります。

6月中旬に実施いたしましたバス乗降調査によれば、休場に最も近いバス停留所である多賀城高校前では、上り方面、朝9時台の乗車数は5人となっております。また、他の運行時間帯におけるバス乗降数は、1人程度という状況となっております。

現在、七ヶ浜循環線については、本市では共通経費のみを負担しており、運行経費は負担しておりません。新たにバス停留所を設置しますと、2市1町の負担割合が変わり、本市が運行経費の約10%、これは約二百数十万円の負担が新たに発生すると想定されます。

利用者の多い効率的な運行と費用対効果を勘案すれば、現状運行が妥当であると判断しております。

○議長(阿部五一)

11番佐藤恵子議員。

○11番(佐藤恵子議員)

乳幼児医療費無料化のところなのですが、出生率は多賀城が県内1位という名誉ある数値が出ました。富谷町の出生率は3位なのです。それで、担当課が一生懸命頑張るというコメントを読んで、ちょっと感激したのですけれども、出生率が伸びたということは、本当に、余りいい指数が、多賀城は1位などという指数はどこでも見かけないのですが、出生率1位などというのはとても名誉ある指数だというふうに感じたのです。

やはりそういうところを売り物にするという観点に立つことも、大事なのではないでしょうか。一過性なものにしないで、子育てなら多賀城市、来て住んでいただきたいというようなあたりで、一生懸命訴えるという施策を充実させていくことは本当に大切ではないかというふうに思うのですが、この点で、もう一回御答弁をお願いしたいと思います。



なお、また、私たちはこれからの多賀城を支えていく若い世代の人たちに、しっかり住んでもらうことで、財政の面でも貢献できるというふうにならざるをえずと訴えてまいりました。そういう観点からも、改めてもう一回御返答をお願いしたいと思います。

それから、バス停の問題です。利用者が少ないというようなことをおっしゃりたかったのかとも思いますけれども、少ない、多いという問題で片づけていいのかということが、残るのではないかとこのように思います。やはり公共交通という言葉がありますけれども、これを本当にもう廃止してしまったり、あるいはバス停を取り払ってしまったりして、足のない住民から足を奪ってしまう、こういう流れがいいのかどうかというところに今立っているのだというふうに思うのです。

費用対効果という言葉もわかります。住民の皆さんも、十分そこを理解しながら、しかし、足がなくどこにも行けないという状況はあるわけです。この1回目、3月に議会で質問するときに、さまざま困っている方を訪問したときに、寒かったのですけれども、お邪魔したら、御夫婦で、綿入れを着て、風邪で咳をしながらこたつに入っていました。それで、「どうしたの」と言いましたら、「バスがないし、本当だったら、バスがあれば病院に行くのだけれども、タクシーかけていくこともないかなという感じで、2人でどんぶくを着てこたつに入っているのです」というようなお話でした。

また、今回この質問をするに当たって、近辺の方の状況を聞いてみました。そうしますと、今までバス停で待っていたお年寄りがいなくなったというのです。「どうしたのかな、あの人たち」と、「何しているのだろう」というようなお話でした。1週間に3回くらいバスを使って、きょうは眼科、あしたは電気をかけにというようなことで行っている人たちが、外に出なくなったと、そういうお話でもありました。

そういう状況をきちんと、数字で見れば、利用者の問題にかかわってくるのでしょうかけれども、そのところをきちんと想像して、考えて、手を打つということが行政の仕事ではないのかと私は思うのです。ぜひその辺も、バス停だけの問題ではないと思うのです。廃止されたバス路線の問題もありますし、公共交通という立場をきちんと踏まえた上で、大至急手を打つべきではないかと。

今あるバス停を、その目の前をバスが通過していくわけですから、そこはやはり、下りのバス停の問題は確かに残ると思います。多賀城駅、多賀城高校の前でおろされて、ちょっと坂を登って上がってくるということはあるとは思いますが、行くときだけでも、ではとまってくれたらいいのではないかとこのようにも考えたりしますので、ぜひ費用対効果ということだけを言っていないで、その辺もきちんと手を打つところで考えていただければというふうに思うのですが、再度御答弁をお願いいたします。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

佐藤恵子議員の再質問にお答え申し上げます。

乳幼児医療の問題でございますけれども、佐藤議員がおっしゃるように、「子育てには最適な多賀城市」などと、そういうふうになれば当然いいとは思いますが、ただ、ほかの市町村をいろいろ調べてみますと、やはり、例えば女川は中学校卒業までやっている、あるいは富谷は小学校就学前までというふうなことで、財政的にやはり非常にいいところは、当然、女川町ですと不交付団体ということでございまして、それなりのことができるわけですが、これ1歳上げるごとに約2,000万円ぐらいですか、単独費でかかるわ

けでございます、その辺のことを考えますと、なかなかできないのが現状だということ  
でございます、宮城県の市長会、あるいは東北の市長会等々でも、やはり国の制度をも  
っともっとやってくれということで、相当要望しております。

ですから、今の多賀城市の財政状況ではちょっと難しいところがございますので、これは  
将来的な課題ということで、この間に国あるいは県に働きかけていくということ、一生  
懸命やってみりたいというふうに思っております。

それから、バスの問題でございますけれども、足のない住民から足を奪うと、大変、そん  
なことを言われるとざくつくるわけでございますけれども、ただ、やはりこの多賀城高  
校から例えば休場まで歩いてどのくらいかかりますか。恐らく歩いたら3分か4分ぐら  
いだと思いますし、もっと不便なところにいらっしゃる方もいるわけございまして、費用  
対効果だけではなくて、それを变えるだけで、そのバス路線で、バス停も2カ所ですか、  
設けるということで、二百数十万円もかかるということであれば、やはりもっと別の方向  
にそのお金を持っていかないといけないのではないかと、私自身は考えている次第ござ  
います。

○議長（阿部五一）

11 番佐藤恵子議員。

○11 番（佐藤恵子議員）

乳幼児医療費、すぐにはやるとは思いませんけれども、来年は3割から2割になります。  
このことに便乗するという言葉はおかしいのですが、そのことに乗るといっても、背  
中を押してもらうことになるのではないかとこのように思うのです。ぜひ前向きで強力な  
御検討を、頭の中から離さないとか、そういうところでお願いをしたいと思えます。  
答弁は結構です。

それから、バス停なのですが、あそこを、多賀城高校から上に上がるということが、2分か  
3分と今おっしゃいましたけれども、お年寄りの、足腰の、また足の悪い方もそうですが、  
高齢者の足腰の重さといったら、私、昔、福祉のコーディネーターをしたときに、大体高  
齢者の方の足の強さとか、腰の弱さなどを体験するのに、さまざまな重しをつけて歩いて  
みたことがあるのですが、大変なのです。やはりそこは役所の人たちの想像力の問題だ  
と思います。自分の体力で考えてはいけませんと私は思います。ぜひ、一定の高齢になっ  
た方たちの体力というものがどんなものなのか、体験してみたらいかがかというふうに思  
うのですが、想像してください。本当に歩くのが大変なのです。そういうところを移動  
することが大変だから、結局家の中に引きこもってしまう、そういう状況になるのです。

9カ月ぐらい検討にかかるという前回議会での答弁でしたけれども、早目に調べていただ  
いて、ぜひ皆さんの要求にこたえられるような、そういう仕組み、取り組んでいただ  
きたいというふうに要望して終わります。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員の登壇を許します。

（10 番 藤原益栄議員登壇）

○10 番（藤原益栄議員）

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

私の質問の第1は、本市における多重債務者救済の取り組みを、いかに発展をさせるかについてであります。

今日、我が国における貸金業者における無担保、無保証の消費者向け貸し付けは、利用者数約1,400万人、貸付残高は約14兆2,000億円に達し、これらの中で借り入れ5件以上の債務者は約230万人、その平均借り入れ総額は約230万円とされています。

また、自己破産者は、平成7年当時約4万3,000人でありましたが、17年には約18万4,000人に激増をいたしました。同時期、経済生活問題による自殺者、要するに生活苦による自殺者ですが、2,800人から7,800人にこれまた激増してございます。

こうした中、我が多賀城市議会でも、昨年3月22日に、いわゆるグレーゾーンの撤廃を求める意見書を採択いたしまして、政府の各機関に送付をいたしました。昨年12月13日には、貸金業の規制等に関する法律等の一部改正が全会一致で可決をされたわけでございます。

この法改正の主な点は、出資法と利息制限法の上限金利の間のグレーゾーン金利の撤廃でありまして、刑事罰を伴う出資法の上限金利を、3年後をめどに29.2%から20%に引き上げることにした点であります。

また、貸金業規制法第43条のみなし弁済規制、これは任意性と一定の書面要件を満たせば、利息制限法が規定する上限金利を超えて利息を取ってもよい。すなわち、借り入れ側本人が同意をしており、それが文書に記載してあれば、利息制限法の上限金利を超えて利息を取ってもよいと、こういう内容でありますけれども、この条項が撤廃をされました。

これらはすべて違法行為とされまして、貸金業者は行政処分の対象となるようになったわけでございます。

加えて重要なことは、政府に総合的な多重債務対策を求める経過措置も盛り込まれまして、これに基づいて首相官邸に多重債務者対策本部が設置をされたわけでございます。

本年2月21日以降、金融庁・総務省から多重債務問題にかかわる地方自治体における取り組みに関する調査が行われまして、その結果は、本年3月26日に公表されてございます。もちろん、本市もこのアンケートにこたえておりまして、本市がどういう取り組み状況にあるのかは、この発表から概要をつかむことができます。

この間の多重債務者救済の取り組みの中で、多重債務者に関する認識は大きく前進をしております。

第1に、多重債務者の問題は、従来、えてして本人の問題とされてまいりましたが、今日では、貧富と格差の拡大という今日の社会状況が生み出し、拡大させている社会問題だと受けとめられるようになってまいりました。

第2に、多重債務者の問題は、債務者本人からの相談待ちでは解決し得ない。その点では、住民のさまざまな情報が集中する地方自治体の役割が絶大だという点も明らかになってまいりました。

先ほど、多重債務者は230万人いるのだというお話をしましたが、そのうち解決されている件数は40万件でございまして、200万件が依然として放置をされている。そういう状況でございます。

本年4月20日に、政府の多重債務者対策本部が、多重債務問題改善プログラムを決定をいたしました。その中で、多重債務問題の位置づけと対策の基本的構えについて、以下のよう

に述べてございます。

多重債務問題は深刻な社会問題であり、その解決が健全な社会の形成に極めて重要であることを国民に訴えていくように努める。

本プログラムは、関係省庁が十分連携の上、国、自治体及び関係団体が一体となって実行していく。以上のように述べております。

また、自治体の役割と自治体内の連携については次のように述べてございます。

まず、役割についてですが、地方自治体（特に市町村）は、住民から最も身近で、住民との接触機会も多く、現状でも消費生活センターやその他の相談窓口で多重債務相談に応じているところもあり、消費者基本法上、国とともに消費者政策の担い手であることから、多重債務者への対応は自治体みずからの責務との意識を持って、みずから主体的に相談窓口における積極的な対応を行うことが望まれる。

また、地方自治体は複数の部署で住民へのさまざまな接触機会があり、多重債務者の掘り起こし（発見）について、他の主体に比べて機能発揮を期待できるものと考えられる。

また、生活保護や児童虐待対策など、多重債務者が抱え得る多重債務以外の問題も含めて総合的に問題を解決する役割も期待できるものと考えられる。

自治体の役割については、以上のように述べているわけでございます。

さらに、自治体内の連携については、次のように述べてございます。

地方自治体が多重債務者が抱え得る多重債務以外の問題も含めて、総合的に問題を解決する機能を効果的に発揮する観点から、例えば、生活保護を担当する福祉事務所、家庭内暴力、児童虐待、公営住宅料金徴収の担当部署等で多重債務者を発見した場合、相談窓口

に直接連絡して誘導するといった取り組みを行うなど、それぞれの地方自治体において各部局間の連携を進めるよう要請をする。

これが政府が決定をいたしましたプログラムの概要でございます。

その他、本プログラムでは、相談窓口についての広報、相談員の研修、顔の見える融資を広げ、闇金対策などさまざまな提起を行ってございます。

今後、本市としてどのように多重債務者救済の取り組みを前進させるつもりなのか、市長の見解を求めるものであります。

次の質問は、地方自治体を窮地に追いやり、国土を荒廃させる地方交付税の削減政策に異議を唱え、その政策の転換を強く政府に求めるべきだという趣旨でございます。

本市における三位一体改革の影響については、これまで予算議会のたびごとに説明がございました。とりわけ地方交付税削減の影響は極めて大きく、本市におけるその影響額は年額8億3,000万円だと公表されてございます。

これが大きな理由となりまして、本市は財政的困難に直面をし、当局は緊急再生戦略構築のための取組指針を発表したわけでありまして。

この中には、各種市税のアップ、水道料金の引き上げ、家庭ごみ処理の有料化等が含まれておりまして、私どもが、「今日の財政状況を招いた責任は住民にはない、住民に負担を転嫁するな」と主張しているのは、皆さん御承知のとおりであります。

さて、私は、市町民 1 人当たりの個人所得が県内第 4 位の多賀城市、また、財政力指数が 0.7 の多賀城市がこれほど大変であるなら、よそはよほど大変だろうというふうに思っておりましたが、やはりそうだったのかと思わせられる報道が今月ございました。

6 月 14 日付の河北新報 3 面に掲載をされましたけれども、「財政難で非常事態宣言 青森県町村会が 18 日採択」との見出しで、次のような記事が載りました。

青森県町村会（会長小野俊逸中泊町長）は、18 日に青森市で開催する総会で自治体破綻が懸念されるとして、異例の非常事態宣言を採択する。三位一体改革による地方交付税の大幅削減が自治体財政を直撃しているため、来年度政府予算への要望活動時期を控え、町村長の危機感を内外に表明する、というふうにあります。

さらに、要望内容は現在精査中だが、地方交付税の確保や地方債償還に関する負担軽減措置など、財政基盤強化のための方策を国に求めていく考えだと。

記事はこのように載っております。

御存じのとおり、安倍内閣は、「美しい国 日本」をスローガンに掲げておられます。しかし、大幅な地方交付税の削減で地方自治体の財政を窮地に追いやり、国土を荒廃に追いやり、どうして美しい国が実現できるのでしょうか。地方が元気にならずして、国が元気になるはずがありません。

今、政府は、ふるさと納税制度の導入等について検討しているやに伺っておりますけれども、しかし、今ごろになってこういうことを言い出すのだったら、そもそも地方交付税の削減に手をつけるべきではなかったということは明白ではないでしょうか。

私は、たとえ地方交付税の削減があったにせよ、1 人当たりの個人所得県内第 4 位の多賀城市は、新たな住民の負担増なしに何とか困難は乗り越えられると確信をしております。

しかし、自分のところさえしのげればよいというものではありません。全国の自治体と連帯をして、地方自治体財政を窮地に追いやり、国土を荒廃させる地方交付税の削減は正すよう、強く政府に求めるべきだと考えますが、市長の見解を求めるものであります。

最後に、駅周辺の開発についてお尋ねしたいと思います。

平成 23 年度には鉄道高架事業が完了するという状況の中で、市街地再開発事業を含めた多賀城駅周辺整備事業は重要な段階を迎えてございます。

本年予算議会時にいただいた資料によりますと、再開発事業の施設建設工事費は、A 棟と B 棟合わせまして 43 億 5,740 万円とございました。これは相当うまくやらないと多賀城の致命傷になりかねない事業ではないかというふうに思うわけでございます。

また、先ほども触れましたように、三位一体改革による地方交付税削減という財政的に大変な状況の中で実施されるだけに、いかに住民に喜ばれ、投資効果、採算性を重視して、効率的に、知恵を集めて実施するかと、この点が極めて大事になっていると思います。規模、内容ともに最終的な詰めが必要な段階になっていると思うわけであります。

平成 12 年度に策定をいたしました中心市街地活性化基本計画では、A、Bゾーンに共同住宅、保育所、図書館、診療所、店舗、ホテル、駐車場等の複合施設を構築すると、そういう方向を定めてございます。

また、平成 14 年 7 月 25 日には、中心市街地活性化会議が行った市長への提案には、商業、飲食機能、図書館機能、医療機能、郵便局、交番、駐車場等の複合施設整備が入っております。

例えば、現時点で郵便局はどのように位置づけられているのでしょうか。この問題は、平成 14 年 3 月 11 日に雨森修一議員が一般質問を行っております。そのときの市長答弁は、「仮に多賀城市で敷地を確保するので、そこに局舎を建ててほしいとしても、特定郵便局の所有者からの合意が得られなければ、一方的に移転はできないということでございますし、公共施設の一隅に特定郵便局を併設することは可能ですが、基本的には管理主体は郵便局であることから、建物は郵政単独で設けたいと言っているような東北郵政局の所見がございます」というふうに、やんわりとであります。否定的な回答をしております。

しかし、先ほども紹介しましたように、その後、平成 14 年 7 月 25 日に、中心市街地活性化会議から先ほどのような提案もあったわけでございます。

現段階でどのような検討をなされておられるのか、市長の答弁をお願いをいたしまして、最初の質問とさせていただきます。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

藤原益栄議員の質問にお答え申し上げます。

最初の、多重債務者問題につきましては、国においても多重債務者対策本部を設置し、深刻化する多重債務者問題を総合的に解決するため、相談窓口の整備、強化、セーフティネット貸し付けの提供、金融経済教育の強化、ヤミ金の撲滅に向けた取り締まりの強化等の施策をまとめた多重債務者問題改善プログラムをまとめております。

このプログラムでは、住民から最も身近な消費者行政の担い手であるとの観点から、地方自治体に対して、地方自治体内の連携、市町村の相談窓口における対応の充実、都道府県における市町村の補完や関係団体のネットワークづくりなどの取り組み、相談窓口の周知などを要請しています。

本市においては、全国約 1,800 の市町村のうちで、相談窓口が設置されていないのが 1,283 市町村という中で、消費生活相談については専任の相談員を配置し、市民からの相談に対応しているところでございます。

これまでも生活保護や税金について、それぞれの担当課を訪れた市民から、多重債務などの話があった際に、担当課において市民相談室で相談するように助言や案内を従前から行っているところであり、多重債務者への対応は自治体みずからの責務との意識を持って、今後とも一層の連携を行ってまいります。

多重債務者の抱える課題はさまざまで、多重債務以外の問題についても総合的に解決していこうという観点から、また、相談者の個々の状況に応じて弁護士会などの専門機関を紹

介するほか、多重債務者発生予防のため、広報誌等を通じて消費者に対する啓発などの取り組みを行っております。

次に、2番目の問題ですけれども、三位一体の改革は、国庫補助負担金の改革により、国の関与を縮減し、地方公共団体の裁量を拡大するとともに、税源移譲によって地方財政の自立と自主性を高め、地方公共団体における受益と負担の関係を明確化し、地方分権をさらに推進しようとするものです。

しかし、実際には、国庫補助負担金と地方交付税の削減が先行して行われたことに加え、地方の景気回復がおくれていることなどから、地方財政は大変厳しい状況となっております。

本市においても、平成18年度までの3年間で、先ほど藤原議員からのお話のとおり、臨時財政対策債を含む地方交付税が約8億3,000万円削減されておりますことは、これまでの予算審議等において既に説明しているところでございます。

三位一体の改革が目指す、住民が行政サービスの受益と負担の関係を選択できる地方財政制度の構築は、私が主張してまいりました統治から協治へ、ガバメントからガバナンスへの考え方と方向性を同じくするものであると考えております。

しかしながら、本市を含め地方財政は大変厳しい状況にありますことから、今後とも住民満足度の高い行政サービスを提供することができるよう、権限の移譲に見合った税源の移譲や地方交付税総額の確保等につきまして、これからのなお機会あるごとに関係方面に働きかけてまいる所存でございます。

最後の質問でございますけれども、多賀城市の中心市街地につきましては、平成12年度に策定した多賀城市中心市街地活性化基本計画において、図書館等の公共施設や医療施設等を整備することといたしておりました。

しかし、昨年6月に議員の皆さんに御説明を申し上げましたとおり、策定後に長崎屋の閉店やまちづくり三法の改正等に伴い、個々の具体的な計画については、再度見直す必要が生じております。

特に、今回御質問いただきました郵便局につきましては、中心市街地活性化基本計画の策定後に出てまいりました話題でありますことから、今後は郵便局も含め、市民の方々がどんな施設を必要としているのかを見きわめるため、庁内において事業の実施に向けて協議をしてまいりたいと考えております。

その結果として、多賀城駅前に郵便局の開設が望ましいということになった場合には、現在、多賀城駅の近くには多賀城郵便局もあるわけでございますので、誘致の方法等について関係機関と協議をしてまいりたいと思っております。

○議長（阿部五一）

10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

全体としては、前向きな答弁といたしますか、私が提起した問題について、そういう方向での回答だったというふうに思うのです。

一つは、多重債務者救済の課題なのですが、先ほど市長から答弁ありましたように、多賀城が全国の自治体の中でおくれているというわけではないという点は、私も認めます。

ただ、いろいろ先進地の取り組みが大分新聞等で紹介されてまいりました。これは仙台弁護士会がことしの4月25日にやったシンポジウムなのですけれども、この中でも、盛岡の取り組み、あるいは奄美市の取り組み等が紹介されています。

私は、現在、既にその税の担当部局、あるいは福祉部門の担当部局で、そういう方がわかった場合には、相談員さんの方に知らせるようにしているのだというふうに答弁がありましたが、それはやっているのだと思うのです。かぎは何かというと、相談員さん任せにしないで、やはり市の職員がきちんとコーディネートをやっていくということが、私は大事だと思うのです。

奄美でなぜこれだけ取り組みが成功しているかといいますと、実はその4月25日のシンポジウムのときにも、奄美の係長さんが、市民生活係長の禧久孝一さんという方が、来たのではなく、DVD報告をしていたのですけれども、それから、新聞では朝日、読売、いろいろところで紹介されていますが、この係長がみずからやはりその先頭に立ってやっているのです。

ですから、私はやはり相談窓口があるからいいのだというのではなくて、やはり市の職員みずから先頭に立って、徴収部門、納税課ですね、介護保険、あるいは生活保護、いろいろな部局のコーディネート役をしっかりやって、その放置されている200万件、多賀城でそのうち幾らあるかわからないのですけれども、そういうことを発見できる力があるのは、やはり行政しかないと思います。

そういう意味で、行政の職員自身が、そういったコーディネート役にきちんとはまって仕事をするのが大事ではないかということについて、再度答弁をいただきたいと思います。

交付税については、三位一体の趣旨は賛成なのだけれども、実際には自治体は大変な状況に置かれたのだと。だから一層の税源移譲や交付税の総額を要望していくのだという回答でした。

それでいいと思うのですが、要するに、「ふるさと納税制度」などという話が出てくること自体が、やはり交付税削減がいかに乱暴なものだったのかということ、みずから証明しているわけです、これは。もう政府自身が、今のままでは地方はやっていけないというふうに思っているのです。ですから、私は、本当に大変なことをやってくれたというふうに思うのです。

そういう意味で、もう少し気迫を持って、「おかしいのではないか」というふうに、安倍首相に迫っていただきたいというふうに思うのですけれども、市長の回答をお願いします。

それから、駅周辺の開発については、基本計画を策定してから、さまざまな変化があったので、改めて検討するということでしたので、そういう方向でお願いをしたいというふうに思います。

私も大いに注目をして、あの区画整理事業問題では随分住民とのあつれきが生じまして、合意に達して、何となくその駅周辺の整備について関心が薄れていた面もあるのですけれども、何しろ、改めてこれを読んでみますと、40数億円の事業ですから、きちんと私も関心を持って、いろいろ意見を言っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

3点目は答弁は結構です。1点目、2点目をお願いします。

○議長（阿部五一）

市長。



○市長（菊地健次郎）

1点目の、多重債務者の問題でございますけれども、私も答弁の中で、この多重債務者問題については、自治体みずからの責任と意識を持って、今後とも一層の連携を行ってまいりますということで答えたとおり、前向きに、うちの職員の方々も一生懸命頑張っていってほしいというふうな考え方も取り入れながら、頑張っていきたいというふうに思っています。

2点目の、安倍総理に気迫を持ってということで、機会があったら気迫を持ってじかに訴えたいくらいの気持ちでございますので、ぜひその辺は御理解いただきたいと思っております。「よくわかりました」の声あり）

○議長（阿部五一）

ここで休憩に入ります。再開は11時15分であります。

午前11時01分 休憩

---

午前11時14分 開議

○議長（阿部五一）

全員そろいましたので、再開をいたします。

6番金野次男議員の登壇を許します。

（6番 金野次男議員登壇）

○6番（金野次男議員）

まず初めに、私の質問は、地震対策に備え、避難所となる主公共施設に高齢者や障害者の福祉避難所、集団生活が難しい人の収容を指定すべきではないかということで、御質問させていただきます。

1978年6月12日に発生した宮城県沖地震から29年が経過、宮城県沖を震源に一定周期で起こる大地震の平均間隔は約27年と報道がされております。次の地震の切迫度は一段と高まっている中、発生確率は10年以内が60%、そして30年以内は99%、国内でこれほど発生が確実視されている地震はほかにない。近い将来必ず起きる地震と言えることと思っております。

95年の阪神淡路大震災後、さまざまな防災分野での対策や技術開発が進み、一方で相次ぐ地震で高度化した都市に潜む盲点や、高齢化、過疎化に直面する地域のもろさを突き、新たな課題も浮かび上がってきております。

当局も、市民の防災意識を高め、市民の安全・安心及び生命・財産を守るため、諸政策、地域防災計画の見直しを平成19年度もしっかりと取り組まれておりますが、本年3月25日に発生した能登半島地震では、石川県でも高齢化が進む地域が被災し、災害弱者対策に多くの教訓を残したと聞き及んでおります。

その一つが、避難所の集団生活が難しい人を収容する福祉避難所でございます。福祉避難所とは、特別養護老人ホームなどに入所するほどではないが、避難所生活で特別な配慮を必要とする人たちを受け入れるもので、国は指針で指定施設として耐震性などを備えたバ

リアフリー化された老人福祉センターや社会福祉施設などを挙げております。量的に不足している場合は、公的宿泊施設などに設置することとされております。

災害救助法が適用されると、食費や介助員の人件費、日常品費などは、国と都道府県が負担することとなっております。

宮城県 36 市町村の受け入れ体制はどうなっているかといいますと、福祉避難所を指定している市町村は 2 割以下でございます。十分進んでいないのが現状であります。当市も災害弱者の方々を、主公共施設に高齢者や障害者の福祉避難所、集団生活が難しい人の収容を指定すべきではないかと思いますが、市長の答弁を求めます。

2 点目に、市長が公約された「犯罪のない安心・安全まちづくり条例」を早急に策定されたい。

安全で安心して暮らせる社会の実現は、市民共通の願いです。また、安全は社会における最も基本的な価値であり、安心は豊かで潤いのある生活を営む上の基盤となるものであります。

豊かな自然に恵まれた多賀城で、日々の営みをお互いに支え合う地域社会を築いてきた、都市、農村等などの多様な環境を有する多賀城は、これからの時代に真に豊かな生活を享受できる可能性を持った地域であると思います。

しかし、昨年、県内 40 市区町村で、仙台市青葉区に続き犯罪発生件数ワースト 2 位、主に仙石線多賀城駅前の自転車盗難が犯罪率を押し上げておりますが、また、市内では、子供や女性、高齢者を対象とした犯罪の発生、少年犯罪の凶悪化や少年の検挙、補導数の増加など、治安に対する市民の不安感が増してきている現状でございます。

当市も、防犯協会、関係機関と連携し、治安対策に鋭意取り組んで、多賀城駅前の自転車盗難は減少しつつありますが、近年、情報化、高齢者、都市化などに伴う生活様式の変化を初めとする急激な社会環境の変化により、地域社会における連帯意識や人間関係の希薄化が危惧される中、市民が真に安心して暮らせるまちづくりの実現には、行政政策や警察活動のみならず、市民一人ひとりが、みずからの安全はみずからが守る、地域の安全は地域が守るという意識を持ち、基本的人権を尊重しつつ、地域社会が連携し合いながら、犯罪が起きにくい環境を整えることが必要であります。

本条例制定に当たり、安全・安心まちづくり委員会を立ち上げ、基本理念、基本目的を重視し、次代を担う子供たちが犯罪に巻き込まれることのない安全な地域社会の実現を目指し、安全・安心まちづくり条例を早急に制定すべきではないか、市長の御答弁を伺います。

最後に、防犯灯、街路灯を設置し、犯罪抑止対策についてお伺いいたします。

地域はまだまだ捨てたものではありません。青少年の健全育成、青少年を犯罪から守ろうとして、犯罪から市民を守る明かりの点検に取り組み、特に市道花立線、塩竈市花立と笠神一丁目の入り乱れた行政界、通称観月山変形五叉路、この付近には、国道 45 号線から産業道路の迂回路に、朝夕頻りに車両の横行、また、塩竈三中の通学路になっており、クラブ活動後の下校時には大変危険きわまりない箇所であるところでございます。犯罪抑止対策にも、どうか塩竈市と協議していただきたいと思っております。

また、「活力とふれあいのあるまち 史都 多賀城」に居住していただく、笠神四丁目、45 戸の新団地でございます。既に 1 戸を残して完売し、現在、11 戸の新築工事が進められている現状です。

新団地に一つも明かりが見受けられない。「多賀城に移住してよかった。やはり多賀城は史都、歴史と伝統のあるまちだな」と言われるように、受け入れ体制もしっかり、真剣に考え、市民を守る明かりを設置していただきたいと思います。市長の御答弁をお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

金野次男議員の質問にお答え申し上げます。

第1点目の、地震対策として福祉避難所を指定すべきではないかとの御質問ですが、阪神淡路大震災では、多数の被災者が避難する避難所では、高齢者や障害者などの要援護者は、生活スペースの確保や救援物資の受け取り等においても困難な状況に置かれやすいことが明らかとなり、この教訓から、福祉避難所の設置が進められることになったものでございます。

また、平成17年3月に国が策定した災害時要援護者の避難支援ガイドラインにおいても、市町村は避難支援プランの作成を通じて、福祉避難所への避難が必要な者の大まかな状況を把握するとともに、平常時から施設管理者等との連携の構築や施設利用方法の確認、福祉避難所の設置、運営訓練等を進めておくこととされているものでございます。

こうしたことから、宮城県沖地震等の大規模災害に備えて、要援護者が相談等の必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備するため、今後できるだけ早期に社会福祉施設や民間の宿泊施設、事業所等の御協力をいただくなどして、福祉避難所としての指定を進めていくことや、本市の指定収容避難所の施設内に福祉避難室という形で設置していくことなどについても、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、安全・安心まちづくり条例の制定についてでございますが、御承知のとおり、本市における昨年の犯罪発生率は、極めて憂慮される状況下にあることが、新聞紙上で発表されました。

本市の犯罪発生の特徴としては、先ほど御指摘ありましたとおり、自転車やバイクなどの乗り物盗難が451件で、市全体の認知件数1,211件のほぼ4割を占めております。

このような状況にあることから、昨年10月からは防犯協会連合会及び塩釜警察署と連携して、JR各駅の駐輪場を整備、整頓したり、利用者に二重ロックを呼びかけするなどして、盗難防止の啓発活動を行ってまいりました。

また、去る6月8日には、犯罪抑止市民総決起大会を開催し、防犯意識の高揚を図るとともに、市民が安全に、安心して暮らせる地域社会の実現につなげるため、防犯関係機関や防犯推進団体が協働で取り組むことを相互に確認したところでございます。

御質問にあります、安全・安心まちづくり条例には、市民、事業者、行政それぞれの役割と責務を定めた具体的対応や、実効性を付加するための推進体制を盛り込むことも検討しております。

以上のような取り組みが、条例制定後の犯罪抑止に向けた大きな推進力につながっていくものと期待しているところでございます。

なお、条例案は本年度内に提案を予定しておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後の、治安防犯対策についてでございますけれども、塩竈市花立と多賀城市笠神一丁目の行政界、通称観月山変形五叉路付近に街路灯、防犯灯を設置されたいとのことですが、現在、事務担当レベルで、塩竈市と街路灯の設置について協議を進めているところでございます。

この協議の中で、塩竈市も本市同様、塩竈市側区域の設置が効果的ということで意見の一致を見ておりますので、今後街路灯の設置について、塩竈市へ働きかけてまいります。

次に、笠神四丁目の開発行為による団地内への街路灯、防犯灯の設置につきましては、これまで同様、地区の住民による防犯灯の設置、維持管理をお願いしたいと考えております。

○議長（阿部五一）

6 番金野次男議員。

○6 番（金野次男議員）

まず、1 点目の、福祉避難所でございますが、先ほど市長から答弁いただいたように、阪神淡路大震災から、これで随分と各行政が動いております。

私も 40 日間、阪神淡路の支援に行っ、特に灘区、中央区の体育館 6 カ所ぐらい回ったのですが、なぜ災害弱者の方々が避難所の中央あたりにいるのかと疑問に思いました。なぜかという、避難するときは、健康な方はどうしてもプライバシーの問題で、避難所の壁側に陣を取ると、避難すると。そして弱者の考え方は、後から来るものですから、おのずから体育館の中央あたりしかあいていないと。当初、私、行った時には、関西の人たちは、災害弱者の方々を中央に置いて、みんなで支援するのかこう思いました。ところが、職員に聞いてみたら、「いや、金野さん、弱者の方が遅く来て、どうしても隅の方は全部取られているから、真ん中しか入れないのだ」と。そういう経験をして、目の当たりにして、今回質問したわけですが、どうしても、今、市長が言われたように、検討するということですので、こういうのは必ず来るという自信がありますので、ぜひとも検討させて、早急にやるべきだと思います。

それから、安全・安心についてですが、年度中にやるという。この決起大会等があつて、市民は盛り上がっているのです。そういうときにぱっと出せば、大変いい効果が生まれるのではないかと思います。これはいいです。

最後にですが、笠神の観月山周辺の変形五叉路のものはわかりました。

ただ、現在、笠神地区において宅地造成がやられているところは、それは三中のところでも将来的には 15 棟になるのですけれども、そういうところに、笠神というところは歴史と伝統もありますので、たくさんの住民が入ります。そういうところに行行政の方もしっかり考えて、防犯灯を、宅地をやるときは業者と調整して、うまく、まだスイッチは入れなくとも、つけてもらって、温かく迎えるというか、住民を迎えるというそういう考えが私は欲しいと思います。この点、3 点目についてだけ、市長のもう一度のお考えを。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

防犯灯、これがいろいろな規定がございまして、なかなかできないものだというので、ちょっと担当、総務部長の方から答えさせますので。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（板橋正晃）

防犯灯につきましては、今、市長が述べたように、地域に補助金を出していますので、それでやってほしいというお話をしたわけでございます。

ただ、今、議員のお話は、開発するときに、業者との協議の中で、そういう防犯灯をつけることを義務づけられないかというようなお話かと思いました。

この辺につきましては、建設部長とも十分協議しながら、その辺、できるものなら入れていくと、やはり住民のために明かりを必要としますので、そのときの電気料の問題等々については、地域でというお話になろうかと思えますけれども、そういうことができるかどうかについて、ちょっと担当が建設部になりますので、その辺はちょっと協議させていただきたいとこのように思っております。

○議長（阿部五一）

6 番金野次男議員。

○6 番（金野次男議員）

今、総務部長の方から、建設部長と協議して、個々の開発行為のときしっかりと、今度多賀城に多分それぞれの大きい開発も入ると思います。その辺しっかりと協議していただいて、今の最後の、お金は地域が出すのではなく、その辺もしっかり協議していただきたいと思えます。質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（阿部五一）

1 番柳原 清議員の登壇を許します。

（1 番 柳原 清議員登壇）

○1 番（柳原 清議員）

日本共産党の柳原 清でございます。今回、統一地方選挙で初当選させていただきました。今後 4 年間、どうぞよろしくお願いいたします。

私の一般質問、第 1 点は、水道料金を引き下げていただきたいというものであります。

その理由は以下のとおりであります。

第 1 に、本市の水道料金が非常に高いという点であります。日本経済新聞社が出しております「全国優良都市ランキング」に、全国の水道料金のランキングが出ております。多賀城市は全国 683 の市と区の中で、高い方から 23 番目とあります。この数字は、この間、随分市民の皆さんにも知れ渡ってまいりました。

私、多くの市民の皆さんから、「水道料金が高くて大変だ。何とかしてくれ」、こういう声を寄せられております。古くから市内に住んでいる方はわからないかもしれませんが、仙台から引っ越してこられた方は、皆びっくりしております。仙台市では 2 カ月に 1 回請

求が来るわけですが、「多賀城に来たら、同じぐらいの料金を毎月取られる」とびっくりするわけです。

また、丸山の公務員住宅には、全国から公務員の方が転勤してくるわけです。それだけに、「多賀城市の高さがよくわかる」とこう言います。「東京から仙台に越してきたら、仙台は東京の2倍だ。仙台は高いなと思っていたら、多賀城に越してきたら、さらに2倍になった。つまり多賀城は東京の4倍だ」、こういうことになります。これは私も聞いてびっくりいたしました。

水道法の第1条は、水道事業の目的について、「清浄にして豊富、低廉な水の供給を図り」と記してあります。これは安く提供するの、地方公共団体の義務ということであり、全国的にも高い水道料金はぜひ引き下げてくださいと思います。

第2、いかに高い水道料金であっても、収支がとんとんだったら、企業会計の枠内では下げられない、こういうことになります。しかし、本市の水道事業会計は、売り上げ20億円に対して15%の3億円の利益を上げております。この利益分は下げさせていただくのは当然ではないでしょうか。

地方公営企業法の第21条で料金が規定されております。第2項に、「前項の料金は、公正、妥当なものでなければならず、かつ能率的な経営のもとにおける適正な原価を基礎とし」とあります。

ところが、広報誌に載った平成18年度の上水道事業会計の予算執行状況を見ますと、20億8,897万円の収入に対して、支出が17億8,994万円となっております。差し引き2億9,903万円の黒字、約3億円の黒字となっております。料金改定時の純益見込み5,000万円に対して、3億円の黒字は見込みの6倍、これは幾ら何でも私はもうけ過ぎだと思うわけであり、

また、平成18年度の市の手持ち資金は11億3,000万円ほどのようです。大きな黒字を出している水道料金は、ぜひ引き下げてくださいと思います。

第3に、今、市民の生活は大変厳しくなっております。6月になって、住民税が大幅に上がりました。ほとんどの人がこれまでの2倍になりました。高齢者では公的年金控除の縮小、老年者控除の廃止により、一昨年10倍、20倍になる方が続出しております。

一生懸命働いても、とても生計を維持できない。低賃金で先行きの生活設計もままならない、不安定な非正規雇用がふえ続けております。全労働者の3人に1人、若者や女性では2人に1人にまでなっております。ワーキングプアという言葉が有名になったと思ったら、今はネットカフェ難民という言葉までございます。市民の所得、消費が落ち込んでいる、こういう時期だからこそ、生活に直結する水道料金の引き下げをぜひ実施していただきたいとこう思います。

地方自治法第1条の2には、地方公共団体の役割について、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とし」とあります。この精神からして、きょう、あしたの生活が大変な市民のために、少しでも下げられる可能性があるなら、下げるのが自治体の役割ではないでしょうか。

先日、多賀城市の水道問題を考える会が、市長に4,137名の署名を持って、水道料金値下げの要請をいたしました。その場に私も同席させていただきましたが、皆さんの声は切実であります。生まれて初めて街頭署名を集めたという方は、「1時間で100名を超える署名が集まり、反響の大きさにびっくりした」、こう言っておりました。

また、子育て中の方は、「毎日洗濯でたくさん水を使うので、水道料金が大変。節水型の洗濯機に買い替えたが、1カ月の水道料金が1万5,000円を超え、大変だ。黒字があるなら下げてほしい」、こう語っておられた。

また、ある方は、「赤字ならしようがないが、黒字分を下げてほしい」と言っている。「当初5,000万円の黒字の予定が、3億円の黒字、2億円値下げに使っても1億円残る。それでも当初の倍の黒字が残る」、こう言っております。

しかも、この黒字の傾向は当面続くということです。そして水道会計は独立採算制ですから、この黒字はほかに使うことができないわけであります。

以上のことから、水道料金は引き下げられないと思うわけであります。

第4に、値下げできないというこれまでの当局の説明には、到底納得できるものではありません。これまで値下げできないという当局の理由は、大体以下のようなようです。

- 1、受水費、負担金で44%と高い水を買っている。
- 2、人件費と支払利息の減少、加入金で利益が上がっている。
- 3、平成22年から仙南・仙塩広域水道の水が18%値上がりをする。
- 4、宮城県沖地震に備えて、配水管の耐震化を進めなければならない。

まず、一つ目、受水費負担金で44%と高い水を買っているという問題です。この点では、どういう費用構成であろうと、結果として3億円の黒字が出ているところが大事なところではあります。これは値下げできない理由たり得ないのは明白です。

また、二つ目、人件費と支払利息の減少及び加入金で利益が出ているという点についてです。これはこれで経営努力のたまものであり、結構なことだと思います。しかし、黒字の理由がどうであろうと、結果として3億円という黒字が出ているのでありまして、これまた引き下げられないという理由としては成り立たないと思います。

三つ目、将来、受水費が値上がりするからという引き下げ拒否の理由についてです。しかし、普及途上の際にはさまざま考慮が必要ですが、一般的に言って、そのときどきの費用はそのときどきの住民が負担すべきものです。当局の言い分では、現在の住民が将来の人の分まで料金を負担するということになります。多賀城市では人口の入れかわりが移動率15.24%と高い割合を占めております。それまでに引っ越してしまう人は、架空の負担をさせられるということになります。

料金は、一度決めたら何が何でも変えないというものではないわけではあります。料金には算定期間というものがあります。水道会計では毎年見直すのは大変だから、県の受水費と一緒に見直すようにしております。値上げのときには料金算定期間を置きながら、一たん上げてしまったら、何が何でも下げないというのは、全く御都合主義で、市民に通用するものではありません。

四つ目、宮城県沖地震に備えて配水管の耐震化を進めなければならないので、値下げできないという理由についてです。しかし、こういった地震対策などは第4条予算で計画的に進めていくことであります。配水管などは何十年も使うものですから、これはその期間で公平に負担していく、これが原則です。今使っている人の料金で負担するとしたら、必要以上に現在の住民が多く負担させられることになります。

また、設備投資計画があるなら示していただきたい。設備投資の計画も示さずに、ただ金がかかると言われても、市民には通用いたしません。

水道法には、「清浄にして豊富、低廉な水の供給を図る」とあります。この水道法の精神に照らして、水道料金の見直しをぜひとも検討していただきたいと思いますが、市長の答弁をお願いいたします。

質問の第2点は、水道料金及び下水道料金の非課税世帯への基本料金の減免についてであります。

仙台市は、低所得者の経済的な負担軽減を図るために、水道料金及び下水道料金の基本料金の減免を行っております。

私ども共産党市議団は、6月7日、仙台市役所に視察に行きまいりました。この調査で、水道料金は平成10年から、下水道料金は平成5年から減免を開始していること。減免を受けている世帯は、水道、下水道ともに約1万世帯であること。1世帯当たり上水道、下水道合わせて年に約2万円の減免になっていること。その財源は一般会計で補てんをしていることなどがわかりました。

本市においても、市民税非課税世帯については、水道及び下水道の基本使用料を減免するようにしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

以上、二つの質問について、市長の答弁をお願いし、1回目の質問といたします。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

柳原 清議員の質問にお答え申し上げます。

最初の、水道料金についてでございますけれども、本件につきましては、さきの平成19年第1回市議会定例会においても同様の御質問があり、お答え申し上げているところでありますが、現行の水道料金については、平成13年度から平成16年度までを料金算定期間とするものであります。

平成18年度から平成21年度までを算定期間とする仙南・仙塩広域水道の料金改定が行われましたが、平成12年度から繰越利益剰余金の増加、人件費の削減、仙台分水料金の据え置き、資産維持費の導入、需要低迷に伴う薬品、動力費の減少、新田浄水場の休止、高料金対策補助金、借換債等々による内部剰余金により、現行料金を据え置きすることができました。

平成17年度版「宮城県の水道」では、本県の水道料金は、家庭料金、これは10トンですけれども、では、全国平均の約1.4倍で、都道府県別では山形県、青森県に続き全国3位となっており、また、平成17年度資本費と給水原価が一定基準——資本費は178円、給水原価が284円——を超えている高料金対策団体は、15市町村あると記載されております。



このことは、仙南・仙塩広域水道の水源地の地理的条件並びに建設年度が比較的新しく、建設費用の償還中であることが、広域水道の料金を高めているものであり、水源を持たず、受水に依存する市町村にとって、受水費が料金高騰の要因となっているものでございます。

本市の給水原価の費用構成を見た場合、先ほど柳原議員からもありましたけれども、受水費が 48.10%、支払利息が 12.89%、減価償却費が 14.81%、合わせて 75.8%を占めております。

仙南・仙塩広域水道については、引き続き平成 22 年度から平成 26 年度までを料金算定期間とする料金改定が見込まれていること。並びにこれまでの建設投資に係る元金償還のピークが平成 28 年度に到来し、平成 20 年度から平成 32 年度までの間、その補てん財源である減価償却費では約 11 億円の資金不足を来すことが見込まれております。

仙南・仙塩広域水道の値上げ、元金償還の資金不足、さらには、近い将来、確実に起こると予想されている宮城県沖地震に対する施設の耐震化施設整備、施設の更新など、時期を同じくし莫大な資金が見込まれている現在、現時点での料金引き下げは、次期の料金改定の際、改定率を高くするものであり、かかる費用に対しては、現在保有している剰余金を取り崩しながら、できるだけ現行料金を維持し、料金の平準化を図ってまいりたいと考えております。

したがって、財政収支の見通しの立たない現時点での料金引き下げは行わないものでございます。

次に、2 番目の質問でございますけれども、水道事業は独立採算制を経営の基本原則とし、経営に要する費用は受益者負担の原則がはかられております。

地方公営企業法では、料金の決定原則について、原価主義によるべきこと、地方公営企業は受益者を特定し得るものであり、受益の程度に応じて公平に負担金を徴収し、その費用を賄うもので、また、性質上、企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費については、地方公共団体の一般会計において負担するものとされております。

このような観点から、御質問の非課税世帯に係る減免の実施については、本来、企業、水道料金が負担することは不適當であり、減免を行った場合、減免相当額分を一般会計が負担することになります。

さらに、本市では、下馬地区、笠神地区及び丸山地区の一部が塩竈給水区になっているため、制度上での不均衡が生じてまいります。

本市の今後の財政状況を勘案しますと、基本であります受益者負担の原則を崩してまで、水道料金及び下水道使用料の基本料金の減免を行う考えはございません

○議長（阿部五一）

1 番柳原 清議員。

○1 番（柳原 清議員）

ただいま市長から、「下げられない」という御答弁でしたが、私はこの答弁には到底納得することができません。きょう・あしたの生活が大変な庶民の感覚からすれば、「将来のため、将来のため」と言って、黒字をため込んでいるとしか思えないのであります。

料金を上げ過ぎたから黒字が出たわけです。将来、お金がかかって、黒字が解消される、そのための理屈を語っているとしか思えません。黒字のときは料金を下げる、足りなくな

ったら必要な分は上げさせていただくと、難しい話ではないと思います。これが庶民感覚であり、水道法、そして地方自治法の本質ではないでしょうか。

水道法の、「豊富、低廉な水の供給を図る」という観点と、地方自治法の、「住民の福祉の増進を図る」という観点から見て、現在の料金は適正であるかどうか、この点、再度御答弁をお願いしたいと思います。

また、二つ目の、水道、下水道基本料金の減免についてであります。条例は、制度上、仙台市と同じになっております。このように、仙台市と同様に対応するのが筋ではないかとこのように思います。この点について再度御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

再質問にお答え申し上げます。

1 番目の、「将来のため、将来のため」ということで、それはおかしいというふうなことでございますけれども、これは、そのくらいもうかっているからと下げた場合、今度、平成 22 年度から値上げが始まった場合に、これは物すごいギャップが出てくるのではないかと予想されます。それがいいのかということです。

やはり市民の皆さんにはずうっと同じような体系で、同じような値段でやはり水道を供給するというのが我々の役目だというふうに思っていますし、県内の 41 団体、水道を供給している団体があるわけですが、その中で、口径が 13 ミリの場合、10 トンの場合、多賀城市は高い方から県内では 22 番目です。20 トンの場合は、高い方から 18 番目、先ほど私が申し上げましたように、ほかの、東北では特に皆高いのです。山形とそれから青森ですが、全国でも第 3 位と、県内すべてがそれなりに高いという状況でございますので、今の状況でやっていくということをお断りしたいと思います。

それから、2 番目の、仙台と同じように、非課税世帯について減免を実施されたいと。例えばこれを減免したとしたら、これは過去 3 年間の平均で言いますと、これは持ち出しが約 1 年間で 8,600 万円ほどかかるのです。8,600 万円くらいかかるという試算が出ています。

ですから、なかなかそういう状況では減免できないということをはっきりしているわけでございますので、御断りしたいと思います。

○議長（阿部五一）

1 番柳原 清議員。

○1 番（柳原 清議員）

今、将来急に値上げすると、大変なギャップが生じるという御答弁でしたが、国保税などは毎年料金を見直しておるわけでありまして、水道料金ももっと短い期間で見直しをして、大きなギャップが生じないように見直しをしていく、こういう考え方もひとつ必要ではないかと思っております。

また、仙台市では一般会計からの持ち出しが、上水道・下水道合わせて約 2 億円となっております。それで、多賀城市で八千数百万円、これほど一般会計に負担がかかるというのは、ちょっとおかしいのではないかとこのように思います。

また、水道料金に関しまして、私、問題にしておりますのはその考え方でございまして、市民の立場から考えるのかどうかということです。市民は高い水道代を節約するために、節水型の洗濯機に取りかえたりして頑張っております。1円でも安いスーパーがあれば、そちらに買い物に行くし、安いスタンドがあればそこで給油するわけです。何年か後に原油価格が上がるからといって、今から高い値段をつけているスタンドに入れに行く、そういう方はいないと思いますが、これは水道料金は売り手独占市場における独占価格ということですね。だからこそ価格を決めるときに、利用者の代表である議会の議決を必要とするなど、消費者、公衆の利益が図られているわけでございます。

引き続き市長の御検討をお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

答弁は。（「答弁は要りません」の声あり）

午前はこれで終わります。

休憩に入ります。再開は午後1時であります。

午後0時02分 休憩

---

午後0時57分 開議

○議長（阿部五一）

皆さんやる気満々で、集まるのが早いものですから、そろそろやろうかと思っていますけれども、よろしゅうございますか。（「はい」の声あり）

それでは、3分ほど早いのですが、再開をします。

2番伊藤功一郎議員の登壇を許します。

（2番 伊藤功一郎議員登壇）

○2番（伊藤功一郎議員）

私は、市道整備と雨水排水整備並びに障害者グループホームの設置について質問します。

初めに、市道整備についてでございます。

八幡二丁目から国道45号線に接続する市道宮前2号線についてであります。宮前2号線の終点の正面には、セレモニア多賀城橋会館があります。この道路の始点から終点までの幅員は7.5メートルから7.6メートルとなっております。

ところが、国道と接するところには長さ320センチ、幅55センチ、高さ60センチのコンクリートの欄干が残されており、この市道終点の車道部分は4.2メートルで、幅員を十分に活用していない状況となっております。

また、国道の歩道においても、このコンクリートの塊により、歩道幅が225センチのところを165センチに狭めております。

なぜいつまでもこのような状態になっているのか。現場を見た一般の人は、みんな理解できません。国道を通行する歩行者や自転車にとっても危険な状態であります。なぜ宮前2

号線終点と国道45号線の接続が変則しているのか伺います。ぜひ正規の接続となるように、国にも働きかけて、改善するよう求めるものですが、市長の御答弁をお願いします。

次に、雨水排水の整備についてであります。

具体的には、多賀城市体育館近くの第2下馬踏切の水路を真っすぐにしていただきたいということであります。

この水路の整備については、私が1期目の初議会の一般質問と、その後何度も取り上げてまいりまして、踏切以外の水路については改善が進んできているところでもありますけれども、踏切の水路を真っすぐにするという提案も、この間繰り返し行ってきたわけですが、この間の答弁では、仙石線の高架を下馬まで連続させる構想を持っているので、連続立体交差した後、整備するということではあります。

仙石線の連続立体交差の終点が北日本銀行付近となっており、第1、第2下馬踏切とも残ることになりました。第1下馬踏切の水路については、中学校側の水路でありますけれども、水路の断面も確保し、改修され、ことしはその出口から国道までの水路を改修する予算もついているところでございます。

第2下馬踏切のわきの水路の改善が必要なことについては、繰り返してきたところですが、この横断がまだ未整備であります。この仙石線の下をくぐる水路部分は、その線路の下をコの字に横断しておりまして、線路下では線路を支える柱で水路が半分ふさがっているわけであります。

そのため、昨年9月議会中でしたが、集中する雨で踏切手前の交差点や東能ヶ田のタカシヨウ電気前が相当冠水したわけであります。

その当時、すぐにそういう状況を見まして、交通防災課でこの時間帯の降水量を確認したところ、時間雨量20ミリでした。ことしの予算委員会の中でこの問題についてただしたわけですが、答弁の中では、10分間で11ミリ、時間換算で言うと66ミリぐらいになる。だから相当な冠水になっていたということではあります。

しかし、1時間に66ミリ降っていたわけではありまして、多賀城市が想定をする雨量強度10年確率に相当する降水量だったと思います。この程度の雨ならば、本来はスムーズに排水されていいわけですが、実際はそうならなかったわけではあります。

かねてから改善を要求していたところではありますけれども、第1、第2下馬踏切とも、高架となくなりましたので、水路は直ちに真っすぐにすべきだと考えます。この点での市長の御答弁をお願いいたします。

次に、障害者グループホームの設置について質問をいたします。

日本のグループホームの設置を見ますと、厚生省の2000年度から2004年度までの通称ゴールドプランによって、それまで設置目標がなかった認知症高齢者グループホームを、2004年度までに3,200カ所に整備するというのが発表されました。

2000年度には、制定された介護保険法に基づく介護保険制度によりまして、介護サービス給付が利用できるようになり、これらのグループホームが急速に普及をしております。

2003年度からは、障害者の支援費制度、2006年度からは障害者自立支援法が施行されまして、障害者グループホームも全国で設置をされております。

この間の法改正等により、障害者の場合、介護保険対象の人については介護保険のサービスを優先するというようになっております。

この中で、障害者のライフステージに合わせた生活設計を多賀城で見ると、幼児期、少年期、青年期、壮年期、老年期、どうなるのかという点で心配が出てまいります。幼児期、少年期は親に見守られて生活することができます。老齢期においては介護保険で見ってもらうことになるでしょう。青年期、壮年期においては、保護者が高齢となって、みずから子供を見ることが大変になった場合や、見られなくなった場合の心配が出てくるわけでありまして。

その点で、障害者や御家族の心配をなくすため必要なグループホーム設置が急がれております。

多賀城市では、2007年、ことしの3月ですけれども、多賀城市障害者福祉計画をまとめました。その中で、グループホームサービス見込み量の設定をしております。平成18年度16人、19年度22人、20年度で26人、平成23年には44人としております。

担当のところに入所状況確認をしたところ、平成18年、19年度ともに17人が利用しているということでありました。

市障害者福祉計画を作成するに当たり、アンケートを実施しているわけでありましてけれども、この中で、「今後、障害者福祉施設を利用する場合に希望する施設」の問いに対して、「作業や訓練をしながら暮らすことのできる入所施設」、また、「生活指導を受けながら仕事に出かける通勤寮のような施設」、また、「地域で共同生活を営む場であるグループホーム」を希望する件数が89件あったわけでありまして。

二つまで選択できるということでの回答でありましたので、少なくともこの半分は入所希望があるのだと私は見ております。そのことも踏まえて、平成23年までに、市の計画では44人の入所を想定をしているのだと推察をいたしました。

現在、多賀城のグループホーム入所先としては、市内で1施設、市外に13施設ありまして、合わせて14施設でございます。宮城県のホームページで施設を確認をしたところ、知的障害者グループホームが199施設、精神障害者グループホームが49施設で、合わせて248施設ございました。市内ではまだ1カ所でございます。

この間、多賀城では、特別養護老人ホームや「のぞみ園」を設置、運営してきたために、大きな役割を果たしてきたわけですが、このグループホームにおいても市が推進役を果たすときだと思っております。

市障害者福祉計画でも、その理念を実現するためには、行政のほか、地域の支援者として市民、企業、社会福祉協議会の協力が必要としています。さらに、計画の実行者は、市民、企業、社会福祉協議会、行政としますとうたっているわけでございます。ぜひ福祉工房「のぞみ園」にグループホームを併設をして、ライフステージに合わせた生活設計の推進を図っていただきたいと思っておりますけれども、市長の御答弁をお願いいたします。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

伊藤功一郎議員の質問にお答え申し上げます。

最初に御質問のありました宮前 2 号線は、開渠の農業用水路であったものを、暗渠の雨水ボックスに布設がえし、歩道付道路として改良したものでございます。

施行当時、国道 45 号線接続部の改良についても、国土交通省仙台東国道維持出張所と協議をしていたようですが、国道歩道部にある橋梁が、市道の改良に伴い、一部車道となるため、構造的な検討に時間がかかるということでした。その後、確認ができないまま現在に至っている状態であります。

このことから、国道歩道部にある橋梁の地覆部が、コンクリートの塊のように地表面に露出しており、車両の通行に危険であるため、暫定的にガードレールを設置しているものであります。

このような状態は、国道接続付近で車道幅員を狭めている上、歩行者の通行にも支障を来しているため、今後、仙台東国道維持出張所に対し改善を要望してまいりたいと考えております。

次の質問でございますけれども、JR 仙石線横断部分水路でございますが、現在、900 ミリ掛ける 550 ミリが 17.35 メートル、900 ミリ掛ける 750 ミリが 8 メートル、900 ミリ掛ける 550 ミリが 24 メートルのコの字型の開渠となっております。

なお、当該水路は、公共下水道認可計画では、集水面積 6.6 ヘクタール、毎秒当たり 1.003 トンの雨水が排水される 1,000 ミリ掛ける 1,000 ミリのボックスカルバートで計画されており、現水路は計画流量の約 5 割から 7 割の流下能力を確保しております。

当該水路から下流は計画断面で整備済みでございます。

昨年度施工した下馬第 1 踏切付近の横断水路については、JR 仙石線高架化事業に合わせ改修を実施、単独工事より安価に施工をしておりますが、当該水路については高架化事業との関連がない箇所、下水道単独での JR 横断工事となり、より多大な事業費を必要とするため、財政が硬直化している状況下での、今すぐの改修は非常に難しいと考えております。

なお、今年度において、来年度を初年度とする市全体の公共下水道事業認可の見直し作業を行い、事業の緊急性、効率性、効果等を考慮し、優先順位を明確にした上で、事業の重点化を図り、市民を浸水被害から守り、より安全度の高いまちづくりを目指してまいります。

最後に、3 番目の御質問でございますけれども、グループホームが、障害を持つ方々やその家族にとってとても大切な施設であることは理解しております。

しかし、これらの施設整備は社会福祉法人を初め民間の活力によって整備がなされていくことが望ましいことから、グループホーム等の施設整備を市が直接行う考えは持っておりません。

なお、「のぞみ園」への併設について、「のぞみ園」の運営主体である多賀城市社会福祉協議会に確認したところ、グループホームの必要性は認識しているものの、今のところ整備する計画はないとのことでございます。

○議長（阿部五一）

2 番伊藤功一郎議員。

○2 番（伊藤功一郎議員）

まず、1 点目ですけれども、この間、問題点があるということで認識しながら確認されてこなかったということでした。

それを今度確認していきたいということですが、この間、国道の整備をしてみますと、バリアフリーというか、歩道にもそういう整備を国の方でやってきておりますし、また、道路の交通量からして、2万 5,000 台以上が通る基準をクリアして、道路照明灯もついてきているということでありまして、多賀城市がこの水路を通したときに、いろいろ協議をしてきたのだけれども、なぜここまで延びてきているのかというのが、本当に不思議でならないわけです。

今の答弁では、確認をしていきたいということですが、ぜひこれは早く改善をされるように進めていただきたいというふうに思います。せっかくの 7.6 メートル幅で、多賀城市としては整備をしてきたのですけれども、出口では 4 メートル 20 ほどしか道路が車道分としてないと。これは極めて異常な事態だと思いますので、早急に改善をされるように取り組み、推進していただきたいというふうに思います。

二つ目には、水路の点ですけれども、コの字に曲がっていることによって、さらにそのコの字に曲がっている水路の真ん中で、水路の断面を半分近くふさいでいて、計画断面からすると 5 割から 7 割しかないということでありまして、その結果が、去年の若干短期間に集中する雨で、小野商店のあたりだと 30 センチ近く上がりまして、あと、また、タカシヨウ電気さんのところでも相当上がっているという状況でありまして、本来は仙石線の高架の事業と区別をしてやるべき課題だということ、財政状況が大変になる以前から指摘をしてきたのですけれども、結果的に仙石線の高架の対象にならないということになって、またその対応が先送りになるというのでは、地域の皆さんは納得できないというふうに思うわけでございます。

そういう点では、単独事業、補助事業になるかどうかわかりませんが、ここは早急に取り組む必要性、その位置づけをして、整備する必要があると思いますけれどもいかがでしょうか。

次に、グループホームの設置についてですけれども、多賀城で障害者福祉プランに基づいて、44 名の利用を想定しているわけです。そのときに、多賀城では一つの施設、そして利用者が全体では、外を含めると 14 の施設で 17 人ということですが、そのときに必要な入所を促進をしていく上で、市が役割を果たしていく、この計画に位置づけている社会福祉協議会と共同で、その課題に取り組んでいくということが大事だというふうに思うのです。

実際に障害を持つ方の親が亡くなってしまおうというケースも出てきているわけで、そういった意味で、この想定しているだけの 44 人が、実際にそのアンケートの中で心配をしているわけで、この心配を取り除く上で、あとは介護保険のように民間任せというのでは、市の役割が問われるのではないかと思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

一番最初の、宮前2号線の終点と国道45号線の接続の関係、市道整備についてでございますけれども、これも積極的に改善して下さるよう、私の方からもぜひお願いしてみたいというふうに思っております。

それから、2番目の、第2下馬踏切の関係ですけれども、本当にこれは鉄道の下工事、あるいは上の工事というのは、鉄道に絡む工事というのは、ふだんのものよりもずうっとかかるのです。それで、何かこれをやるとしたら、恐らく1億、億の単位のお金がかかるのではないかとということで、なかなか今の財政状況は厳しいわけでございますから、その辺、すぐにはできないだろうと。

今答弁しましたように、確かに真っすぐいけば本当に一番いいでしょうけれども、5割から7割の流下能力しかないということです。あの辺の伝上山かいわいの方々の、水害に対する敏感な気持ちというのは、私も現状をいろいろなところで見まして、わかりますけれども、もうちょっとその辺、多賀城市の現在の財政等を考えた上で、将来的にはぜひやらなければいけないとは思いますが、その辺の御理解を賜りたいというふうに思います。

それから、グループホームの関係でございますけれども、これはなかなか市の方では整備がちょっとできないということでございます。ですから、社会福祉協議会等と相談しながら、グループホームのあり方等も検討していかなければならないのかというふうに思っている次第でございます。

○議長（阿部五一）

2番伊藤功一郎議員。

○2番（伊藤功一郎議員）

1番については、積極的に改善を働きかけていくということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2番の点についてですけれども、いろいろお話あった中で、将来だと、将来の課題だということ、必要性は認めているのですけれども、やはり近い将来の課題として取り組んでいただきたい。

今現在は開渠になっておりますので、やはり雑草が生えて、秋になると枯れてくるという中で、さらに水路にいろいろなものが入ってくるのです。そうなると、水路をさらに狭めてしまって、水の流れが悪くなるということも実際ありました。そして、その改善も、除去作業なども行っていただいているのですけれども、そういう点で、ただでさえ必要断面5割、7割という状況ですから、日常の点検もきちんとして、将来の早い時期での改善へ結びつけていくことが大事だと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

3番目については、社会福祉協議会と相談しながら検討していきたいということでした。

この間、この「のぞみ園」の点についても、ちょうど私の第1回目の1期目の質問でこれを行ひまして、当時、指導員や入所数に合わせた補助制度を設けると。多賀城はその時点で、ほかと比べてもう半分程度の補助金だということで、近隣並みに引き上げろということで働きかけ、そして、今の社会福祉協議会という形での運営になってきているわけですけれども、その「のぞみ園」が、当初、高崎の開発した土地に、狭いところに押し込められようとしたときに、やはりそういうところに押し込めるのではなくて、広々としたところにとこの提案をする中で、今の新田の方に移って行って、敷地についても今の「のぞみ園」の作業所だけではなくて、将来的にはグループホームが設置できるようなという



ことにもなって、今、この前までは畑として使われていましたけれども、そういった用地も十分にございますので、ぜひその相談、検討していく中で、その併設がされるように検討していただきたいということでございます。

2番と3番目について、もう一度。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

2番目の件は、草刈り等いろいろやっていくように、担当の者をお願いしておきたいというふうに思っています。

それから、3番目の、グループホームの関係でございますけれども、厚生省令で、「入所施設及び病院と同一敷地外にやるようにしなければならない」ということで定められているわけです。

ですから、同一敷地内につくるのはちょっと難しいのではないかとということでございます。その辺のことも御理解いただきたいと思えます。

○議長（阿部五一）

15番松村敬子議員の登壇を許します。

（15番 松村敬子議員登壇）

○15番（松村敬子議員）

通告に従い、観光行政について質問させていただきます。

初めに、昨日は好天に恵まれる中、盛大な第21回あやめまつりオープンセレモニーの開催、まことにおめでとございました。

私も、ここ数年続けて参加させていただいておりますが、年々あやめまつりがにぎやかになってきていること、また、昨日の開催初日にNHK朝7時のニュースオープニングで、本市のあやめ園が全国放映されたとのことに、そして、いよいよ観光振興の機運が盛り上がりつつある状況に、私も多賀城の観光振興を願う者として大変うれしく思い、参加させていただきました。

これまで企画運営をされました関係者の皆様の御尽力に心より敬意を表するものであります。

本市は、奈良・平安初期にかけ、東北を統治する重要な役割を持ち、政治・文化の中心的存在であり、都に次ぐ古代都市として栄えた歴史的風土を有しております。そして、今なお本物の宝があるオンリーワンの都市であります。

当時、中央の奈良、東の多賀城、西の大宰府と言われ、「遠の朝廷」として多くの都人にあこがれを持たれ、数多くの歌枕にも詠まれた都市であります。

研究者によりますと、多賀城を題材とした歌はその数160首以上に及び、このような数は他の都市には類のないことであると伺っております。

また、国府多賀城に赴任してきた人々は、大野東人を初め坂上田村麻呂、東大寺の大仏建立時の砂金献上に貢献した百済王臣敬福、万葉歌人の大伴家持、藤原麻呂、藤原宇合、そして源氏物語の光源氏のモデルとも言われている藤原実方、源融、そして源義家、頼朝、義経など、数多くの文人・官人が都から多賀城に赴任して来たり、訪れたりしております。

そのほかに、西行、松尾芭蕉、曾良、正岡子規、司馬遼太郎などの歌人・文人、そして20世紀最大の歴史学者と言われているイギリスのトインビー博士、後村上天皇、明治天皇、平成天皇、そして最近では前李登輝総統なども、また、その当時の多賀城の文化的、歴史的悠久のロマンを求め、多賀城を訪れております。

本市は、このように世界に類を見ない大変質の高い歴史的・文化的価値を有する政庁跡を初めとする、数々の特別史跡、つまり宝の山を有する都市であります。

しかしながら、これらを経済効果につながる観光資源として、今日まで全くと言っても過言でないくらい活用、整備がされていない状況にありました。

その主な要因として、これは私の私見ですが、ただひたすら公有化と保存に力点が置かれ、活用への取り組みがなされなかったこと。

2点目として、本市のこれまでの財政状況は、これらの資源を観光産業として活用する必要がなかったこと。

そして何よりも、3点目として、長年住む多くの住民が、本市の持つ質の高い歴史的・文化的価値、すばらしさに気がついていなかったことなどが、主な原因と考えられると思います。

これらが、本市の観光行政の取り組みのおくれにつながった主な要因と考えられると思いますがいかがでしょうか。

しかし、今、地方自治体を取り巻く社会状況、特に財政運営は大変大きく変化しており、地域資源を活用した地域経済振興策への取り組みが大きな課題となっております。

本市におきましては、最近、観光行政への多少の前進、御努力はあるように思われますが、私にしてみますと、まだまだ宝の持ちぐされの感があります。元気な多賀城、活力のある多賀城のまちづくりに、本市のこのかけがえのない財産の活用を、本気になって考える時期に来ていると考えるものです。

そこで、本市の観光行政への現状認識と今後の取り組みへの御決意を期待しながら、次の4点についてお伺いいたします。

まず初めに、地域経済振興策として、地域資源を活用した観光振興について、本市の現状と課題をどのように考えているのでしょうか。

2点目として、本市の年間観光客数のこの数年の推移と、その経済効果はどのようになっているのでしょうか。

3点目としまして、平成20年に予定されている仙台・宮城デスティネーションキャンペーンに本市も財政投資をして参加することになっておりますが、DCへの取り組み、準備はどのようになっているのでしょうか。

最後に、今後、DCなどのPRにより、観光客がふえると思われませんが、本市がそれらの方々の単なる通過点にならず、経済効果を上げるためにも、最も観光客が集まると想定される国府多賀城駅付近の、県道玉川岩切線予定地と東北本線の間にある国府多賀城駅浮島西

側の今後の整備、例えば駐車場、休憩所、物産館等々の整備が急がれると考えますが、本市の今後の取り組み計画はどのようになっているのでしょうか。

以上、4点についてお伺いいたします。

以上の点に対しまして、市長の前向きな御答弁を求め、私の1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

松村敬子議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、第1点目でございますけれども、本市では、多賀城跡あやめまつりや壺の碑全国俳句大会、万葉まつりなどの、歴史・文化資源などを活用した誘客イベントに対し支援を行い、来訪者と市民との交流の場が創出される観光振興に努めております。

また、地場産品を活用した新たな名産品の開発やヒット商品化、販売促進の体制を確立するために、おいしい多賀城の味の認定品や、古代米酒「おもわく伝説」の普及促進に取り組んでいる、多賀城市観光協会に対して支援を行っているところでございます。

しかし、本市固有の歴史・文化資源などを最大に活用した魅力ある観光振興を積極的に推進していくためには、市民の理解と参加は欠かせないものであり、まずはその歴史・文化資源が全国にも誇れる資源であることを、より多くの市民が認知、理解し、観光意識を高めていくことが肝要ではないかと思われまます。

さらに、今後観光振興の推進母体である観光協会を初め各種イベントの実行委員会などが主体となって、戦略的な観光誘致事業などが展開していけるよう、支援してまいりたいと考えております。

次に、本市における観光客入り込みの推移につきましては、平成15年以降約50万人とほぼ横ばいを推移し、平成18年には61万1,000人と、前年より約10万人増加している状況であります。主たる観光地である市内の名所旧跡の周辺には、観光の便益施設等が乏しいことなどから、経済効果につきましては多く見込めない実情でございます。

次に、本市では、仙台・宮城デスティネーションキャンペーン以降も、官民一体となって、継続的に観光客誘致を向上するための仕組みをつくり上げていくことが必要であることから、このキャンペーンに向けた推進体制といたしまして、観光行政と緊密な関係である多賀城市観光協会の組織内において、部会を設置いたしました。

この推進部会の組織につきましては、観光協会関係者を初め商工会や農協関係者、JR 駅長、文化事業団体、文化財関係者などのメンバー構成になっております。

現在、当部会では、仙台の求心力を最大限に利用し、本市固有の歴史・文化資源や、全国的に知名度の高い多賀城にゆかりのある歴史・文学史上の人物、先ほどもお名前を大分並べていただきましたけれども、大伴家持、松尾芭蕉、西行法師、正岡子規に特化した誘客事業などを検討しているところでございます。

最後に、中央公園管理棟の整備計画でございますが、本市観光の活性化を推進するためには、観光拠点が必要であり、政庁跡、中央公園内の地域を核と考えております。

このため、中央公園内に駐車場やガイドンス、物産販売、展示などの機能を有する複合的な集客施設を設置することについては、観光客の受け入れ態勢整備の見地から必要であるものと認識しておりますので、中央公園の整備との関連において、段階的に整備してまいりたいと考えております。

○議長（阿部五一）

15 番松村敬子議員。

○15 番（松村敬子議員）

御答弁ありがとうございました。

1 と 2 に対しては、私も同じ認識でありましたので、とにかく今までの多賀城市の観光の現状といいますか、観光行政の現状というものが、こういう状況であったということだと思います。

あと、DC への取り組みに関しては、部会を設けて、各関係者と連絡をとって、今、協議をしていると。いろいろな歌人の方たちにスポットを当てた、そういう人たちで誘客できるような事業をしていきたいということだったと思うのです。そういうふうになっております。

2 番目の観光客の件なのですけれども、平成 18 年度には約 10 万人がふえたということは、やはり徐々に多賀城の PR も進み、多賀城に対しての皆さんの関心も深まって、「多賀城に行ってみたい」と、また、「いいところだ」ということでの、やはりそういうものが広がってきているのかということで、やはりこれは大変うれしいことだと思うのです。

DC への取り組みをこれからしていくことに関してなのですけれども、やはりこれは非常に本市の観光振興事業をやっていくのに、大きな起爆剤となると思いますし、1 番目で言いました、市民の認識を、理解を深めるための大きな契機にもなると思いますので、ぜひ取り組んでいただいて、成功させていただき、これが本当に本市の観光振興の起爆剤になるように取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

最後の、4 点目の、観光拠点が必要だということで、市も認識されて、それに対して段階的に、今後も計画に沿って取り組んでいきたいというような御回答をいただいたと思いますが、玉川岩切線が平成 20 年度に完成する予定になっております。かなり交通の便もよくなります。

また、DC のキャンペーンによって、国府多賀城駅の利用客もかなりふえていくと思うわけなのですけれども、この地域が、あの空間というのですか、その私が先ほど言った場所というのは、これから外から来る方が一番多く集まる場所です。これは決して遠い将来ではなくて、やはり平成 20 年度という、来年、再来年のことでありますから、ぜひこの辺の整備というものを、優先順位を高めてやっていく必要があるのではないかと思います。

せっかく来たこれらの方々に、そのまま帰っていただくのでは、大変もったいない話であります。先ほど言いましたように、多賀城というのは大変質の高い観光資源を有しているわけですから、やはりそれなりの整備をしてやっていけば、必ずリピーターも来ると思いますし、もっともっと広がっていく地域だと思います。

ですから、やはりその来た方に、本市の経済活力に寄与していただくためにも、ぜひ今後、行政としてももっと観光行政に力を入れていただきたいと思います。

本市の現状では、全くといってもいいくらい効果はあらわれておりませんので、よろしくお願ひしたいと。

そして、やはりその要因として考えられるのは、多賀城を代表する物産が、やはり今までなかなかなかった。よく言われることですがけれども、「お土産といたら何があるの」と言う、なかなかなかったというのが現状であります。やはりそういうことから、観光協会とか商工会も、先ほどの御紹介もありましたけれども、おいしい味などを手がけて、いろいろ今、物産も大変おいしいものも出ているところがありますので、ぜひそういうものを皆さんに知っていただいて、やっていただくようにしていただきたいと思いますということ、ぜひ、繰り返しになりますけれども、あの辺の整備は優先順位を上げてやっていただきたいと考えております。その点、もう一度御答弁をお願いしたいのと、あと、もう一つ、ちょっと関連なのですが、政庁とかあの辺の史跡の、特別史跡のあの辺の付近の、清掃とか草刈りなどの管理責任の担当課はどこになっているのか。また、その時期というのは決まっているのかどうか教えていただきたいと思います。

以上2点、お願いいたします。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

いろいろと松村議員から観光行政についてということでお話がありましたけれども、松村議員が最初に言われた、今まで史跡が活用されていなかった、そして、住民が文化的価値に気づいていなかったということで、御存じだと思っておりますけれども、あさって、前東北歴史博物館の館長である工藤雅樹先生をお呼びしての歴史講演をするわけでございますけれども、私自身も、今挙げたように、住民自身が文化的価値、自分たちが住んでいるところがこういうところだったのだということ、まだまだ知らない方が多いのではないかと意識づけで、当然、多賀城市の職員の方もですが、自分たちが今住んでいるところに自信を持てる、「私は多賀城から来ました」と、全国にどこへ行っても胸を張れるような、そういう気持ちを持っていただくためにも、ぜひそういう歴史講演を聞いていただいて、本当にこの1,300年の昔、多賀城というのはすごいところだったのだということ、ぜひ知っていただいた上で、では、その活用をどうするのかということ、逆に皆さんで協力してやっていこうということで、私自身が提唱した「歴史の道・史都景観形成事業」、この辺にも市民との協働ということも、コラボレーションですが、考えあわせて、邁進してまいりたいという思いですので、その辺のことをぜひ御理解いただきたいというふうに思っている次第でございます。

それから、最後に質問いただきました特別史跡の草刈り等ですが、ちょっと担当の方がわからないもので、私自身、ちょっといろいろ地元などでやっていることはわかっているわけですが、では、担当の文化財課の方から返答してもらおうようにしていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（菊池光信）

史跡の管理というふうな御質問でございますけれども、管理団体は多賀城市というふうな  
ことになってございます。

メインとなります政庁跡、あるいは壺の碑近辺につきましては、年6回草刈りをするこ  
とになってございます。

御存じのとおり、ことし、アヤメも1週間くらい成育が早いというふうなことで、ほかの  
雑草の伸びもちょうと1週間くらい早いのかというふうな感じもしますし、冒頭の質問に  
もございましたように、李登輝総統がおいでになりました。それに合わせて若干いつもよ  
りも早目にちよっと草刈りをしたものですから、その点で、きのうあたり、例年と比べ  
ると少し伸びが早いのかなというふうな感じはいたします。

○議長（阿部五一）

15番松村敬子議員。

○15番（松村敬子議員）

まず、今、市長の御答弁に、市民との協働を進めながら、まず市民の意識を高める方にま  
ず力を入れながらやっていきたいというお話でしたけれども、あの辺の整備に関しての優  
先を少し高めてやるというお考えはないのでしょうかということをも、その点に対して  
御答弁いただけなかったかと思しますので、お願いいたします。

あと、先ほどの雑草の件なのですけれども、実は、昨日、私、あやめまつり参加後、政庁  
跡まで足を延ばしてみまして、愕然といたしました。

といいますのは、雑草が本当に生い茂り、まるで全体が荒地のようになっておりました。  
想像していただきたいのですけれども、階段部分はもちろんのこと、中央政庁もまるで  
道の道の中に歩道ができているような状況で、本当に一本の筋が中央に通っていて、回  
りは本当に雑草が生えているような状況でした。

このような状況で、あやめまつりに観光客を本気で呼ぼうとしているのかなという、私は  
大変疑問に思い、また、かつ大変恥ずかしいような思いがいたしました。やはり本市の観  
光行政の取り組みの姿勢の一端をかいま見たような気がいたしました。

やはりお客様へのもてなしの心の第一歩というのは、手入れの行き届いた、また掃除の行  
き届いた美しい環境、景観ではないでしょうか。それもあやめまつりの中でありまして、  
皆様に大々的に案内しているときではないのでしょうか。あの状態ではどんなにすばら  
しい文化的・歴史的価値を有する多賀城でも、せっかく来てくださった方は何の感動も得ら  
れず、かえってがっかりして帰るのではないかと感じました。

このような状況はほんの一例で、その原因は観光行政への本市の取り組みの姿勢のあらわ  
れと縦割行政の弊害の典型ではないかと感じております。

以前から申し上げておりますが、本市のこのすばらしい資源を生かして、本気で観光行政  
に取り組み、成果を出す決意があるならば、ぜひ商工観光課、文化財課、施設課、都市計  
画課、地域コミュニティ課などが一体となって連携をとり、協議を進める場を設けないと、  
成果は望めないと考えております。

本市の観光行政は商工観光課だけではできないと考えますがいかがでしょうか。この点に  
対しての御答弁、また、すぐ草刈りをさせていただきたいと思っております。あの状況では、多  
賀城においでになった方に対して大変失礼であり、また、あやめまつりを一生懸命盛り上

げようとしている観光ボランティア、観光協会、観光課の方々に対して、本当にかっかりさせてしまうのではないかというふうに思います。

もう1点は、DCまでの整備がなかなか、あそこのところの空間、浮島の西側の空間というのは難しいと思いますが、もしDCまであそこを完成させると、公園自体を完成するのが難しいならば、DC期間だけでも駅前付近にテントなどを張り、物産や弁当の販売、お茶や食事ができるような場所の確保ができるよう、また、東北歴史博物館、今野家などがありますので、あの辺の活用もできるように県に働きかけるなどして、やっていただけないか。

以上、3点について御答弁よろしくお願いたします。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

盛りだくさん、いろいろと質問いただきました。

この間、毎月1回、「ちょっと茶っと」というのをやっているのですけれども、国府多賀城駅の周辺整備ということで、前にもあったのですけれども、北側と南側、両方とも車が置き放題になっているし、自転車も放置されっ放しだしということで、結局は警察の方でタッチできない部分でございますので、今度あそこに車が入れないような何か花壇づくりみたいな、花壇を置くなどして、ロータリー部分をそういう形にしたいし、それから、住民と一体となったということで、浮島地区、あるいは城南地区、行政区の方々が一番近いわけでございますから、ボランティア的に、できれば毎日のように見ていただけるような方々を、お手伝いいただけるような方を募って、行政と市民とが一体となったあの駅前整備ということも図ってまいりたいというふうに思っている次第でございます。

恐らく、ことし、政庁の方に出ていくところ、あれと東北歴史博物館の方に出ていくところ、北側と西側にわかれるわけでございますけれども、私が先ほど言った歴史の道、これを、恐らく2回か3回、実行委員会なりをつくってやっていくことによって、当然、市川の方々、あるいは史跡関連の方々にもいっぱい入っていただきたいということでございますから、歴史の道の構想ができ上がってくれば、当然、国府多賀城駅から政庁の方に向かって、館前遺跡を通して、今のあやめ園のあたりとか、こういうふうに整備した方がいいのではないのとか、いろいろな話が出てくると思いますから、そのことの歴史の道ともあわせながら、整備を図っていかなければいけないのではないかというふうに思っている次第でございます。

先ほど、もう一つ、2点目の、商工観光課だけではなくてということでございますので、これは当然、横にいっぱい横断的に考えていかなければいけないということでございますので、当然その仕組みもあわせて考えていかなければ、やっていけないだろうというふうに私自身も思います。

それから、これは来年、デスティネーションキャンペーンが実行されるわけですが、デスティネーションキャンペーンのときに効果を上げるということは、当然必要でございますけれども、それ以降、それをどのようにやっていくかというのは、なお一層私は大切なことだというふうに思っていますので、今後の観光行政については、将来構想もあわせて、大きな視点から考えていきたいというふうに思っています。（「草刈りは」の声あり）

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（菊池光信）

草刈りの件ですけれども、委託先との関係もございますので、あの辺ですとシルバーの方に委託をしてございます。5月から、5、6、7、8、9、10と、月1でやっていく計画になっておりますものですから、そういった契約との絡みで、またさらにそちらの委託先の方と検討してみたいというふうに思います。

○議長（阿部五一）

以上で本日の一般質問を終わります。

---

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時55分 延会

---

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成19年6月25日

議長 阿部 五一

署名議員 米澤 まき子

同 金野 次男